

浄化槽の維持管理をお願いします！

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ合併処理浄化槽は、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わなかったりすると、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりすることになり、逆に生活環境を悪くする原因となってしまいます。浄化槽を使用される方（浄化槽管理者）は、大切な水環境を守るため、3つの維持管理を行ってください。

※町で設置した浄化槽は、町が維持管理を行っています。

1 清掃

浄化槽に溜まった汚泥をバキュームカーで引き抜き、内部設備の洗浄を行います。配管の詰まりや臭いの防止、きれいな水を排水するため、年1回以上の清掃が必要です。



2 保守点検

浄化槽本体や付帯設備（プロワ等）を正常に機能させるため、部品の調整や修理、消毒薬の補充などの点検を行います。



3 法定検査

浄化槽の管理者は、1年に1回、浄化槽が適切に点検や清掃が行われているか、きれいな水が放流されているかなどを、埼玉県が定める指定機関※に依頼し、検査を受けるように義務付けられています。

※ときがわ町では、（一社）埼玉県環境検査研究協会が行います。



問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814

裁判員裁判の実施状況

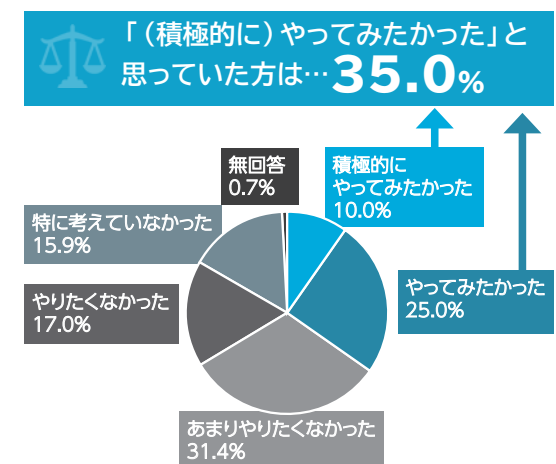
国民の皆さまの積極的なご参加に支えられ、裁判員制度はスタートから10年以上が経過しました。

どのくらいの人が裁判員を務めたの？

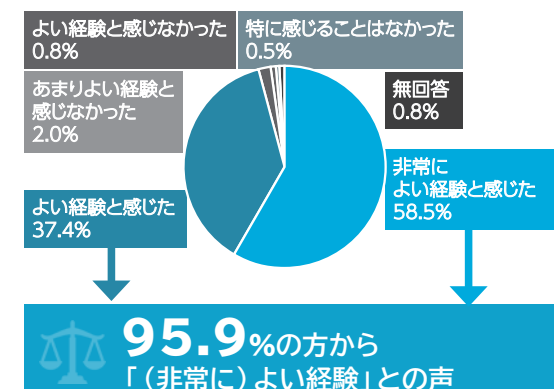
- これまで行われた裁判員裁判は、約1万3千件です。
- 約7万7千人の方が裁判員として参加されました。
- 裁判手続に参加していただいた日数は、平均約6.0日です。

裁判員に選ばれる前と後での気持ちの変化は？

裁判員に選ばれる前は…



裁判員としてやってみたら…



95.9%の方から「（非常に）よい経験」との声

もっと詳しく知りたい方は…

裁判員制度ウェブサイト
<https://www.saibanin.courts.go.jp/>

問 さいたま地方裁判所総務課
 ☎ 048-863-8945

がん検診を実施します

1年に1回検診を受けましょう。検診をご希望の方は、9月17日（金）までに保健センターへ電話かメールでお申し込みください。

検診名（費用）	対象年齢	日時・会場	検査内容
乳がん検診（900円）	20歳以上	① 10月8日（金） ② 10月9日（土） ③ 10月25日（月） 保健センターにて	視触診および次の検査 【20～39歳】超音波検査 【40～49歳】マンモグラフィ2方向 【50歳以上】マンモグラフィ1方向

※①と③は後期大腸がん検診（2日間の便潜血検査）も同日に受けられます。
 ※後期大腸がん検診（20歳以上）は前期大腸がん検診を受けていない方が対象です。

申込み・問 保健センター
 ☎ 65-1010
 ✉ small-change@town.tokigawa.lg.jp



（Eメールでお申し込みの場合は、①検診名 ②〒住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号 ⑥希望日を必ずご記入のうえ、お申し込みください。）

埼玉県からのお知らせ 埼玉県県政サポーター募集

埼玉県では、皆さまの声を県政に反映させるため、インターネットを利用したアンケートで県政の課題についての意見をお聴きする「埼玉県県政サポーター」を募集しています。あなたも、埼玉県の現在や将来について考え、県政に参加してみませんか。アンケートにご協力いただくとポイントが貯まり、一定のポイントが貯まった方の中から抽選で計140名に県産農産物や図書カードを進呈します。

対象 満16歳以上でインターネットでHPの閲覧やメールの利用が日本語でできる人
 （議員、首長、常勤の埼玉県職員は除く）

申込み 埼玉県HPをご覧ください、ご応募ください。または、県政サポーターで検索
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/supporter/>

問 埼玉県県民広聴課 ☎ 048-830-2850